

第三者請求用

滝沢市長 殿 戸籍証明書等の交付請求書

(1) 請求の任に当たる方

- 請 求 日 令和 年 月 日
- 住 所 _____
- 氏 名 _____
- 生年月日 昭・平 年 月 日
- 電 話 番 号 _____
- (2) の者との関係
☐①本人（代表者） ☐②従業員等 ☐③上記以外の代理人

(2) 本件の戸籍証明を請求する権利・義務または正当な理由を有する方

- ・ 所在地または住所 _____
- ・ 法人等の名称 _____ 印
- ・ 代表者役職・氏名 _____
- ・ 電 話 番 号 _____

【委任の申出】(1)の者に戸籍証明の請求と受領の権限を委任します。 印

(3) 請求する戸籍（本籍が滝沢市の方のみ）

■本籍	滝沢市	番地
■筆頭者	(生年月日 年 月 日)	
■確認が必要な人の氏名	□筆頭者と同じ	
戸籍（謄本 ・ 抄本）	通	
除籍（謄本 ・ 抄本）	通	
改製原戸籍（謄本 ・ 抄本）	通	
附票の写し（全部 ・ 一部）	通	

(4) 戸籍証明を請求する権利・義務または正当な理由

ア 原因発生日	年	月	日
イ 請求理由			
ウ 提出先がある場合、提出先			

(5) 添付する疎明資料

※登記事項証明書の原本還付を求める場合は、原本と写しの両方をご持参ください

【 (1) と (2) の関係を確認できる書類 】

- ①法人代表者の場合： ☐登記事項証明書 ※発行から3か月以内のものに限る
- ②従業員等の場合： ☐社員証または在職証明書（コピーを取らせていただきます）と
☐登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る）
- ③代理人の場合： ☐委任の申出（申出欄の押印）または委任状 と
☐（委任者が法人の場合）登記事項証明書 ※発行から3か月以内

【 請求理由の真実性を確認できる書類 】

☐契約書の写し ☐その他（ ）

【 法人等の所在（郵送請求の場合は郵送先）を確認できる書類 】

☐登記事項証明書（必須） ☐その他補助資料（ ）

※契約書等の疎明資料と代表者氏名及び所在地の同一性が確認できるものをご用意ください。

(5) 請求の任に当たる方の本人確認資料

☐免許証 ☐マイナンバーカード ☐その他（ ）

職員記入欄
受付／ 交付／ 受領金額 _____ 円

(1) 請求の任に当たる方について

- 実際に窓口で請求手続を行う方の氏名等を記入してください。

(2) 戸籍証明を請求する権利・義務または正当な理由を有する方について

- 法人等の場合は、事業所等の所在地、法人の名称、代表者の役職と氏名を記入し、必ず社印を押印してください。
- 法人等ではない個人の場合は本人の署名とし、押印は不要です。
- (1)の方に委任する場合は【委任の申出】の押印欄に同じ社印を押印してください。(個人の場合は再度署名してください)

(3) 請求する戸籍の指定について

- 把握している本籍、筆頭者を正確に記入してください。記入した内容が当市の戸籍簿に記載されている戸籍の表示に一致していない場合は交付できません。
- 附票の写しは原則として本籍・筆頭者名は記載されません。また、個人番号（マイナンバー）は理由を問わず記載できません。
- 原則として一つの目的につき1通の交付です。

(4) 戸籍を請求する権利・義務または正当な理由について

ア 原因発生日の例

- ・ 債権の履行など：債務者の死亡日
- ・ 死亡に伴う相続手続など：被相続人の死亡日

イ 請求理由の例

「〇年〇月〇日金銭消費貸借契約締結したが債務不履行のまま債務者が死亡しており、債権回収を求めるため戸籍により相続人の特定を行う必要がある。」

「〇年〇月〇日死亡した被相続人〇〇の遺産分割調定のため、被相続人が記載された戸籍謄本を提出する必要がある。」

ウ 提出先がある場合の提出先の例

〇〇家庭裁判所、〇〇税務署、〇〇年金事務所、など

(5) 添付する疎明資料について

- 原本を確認した上での原本還付は可能ですが、希望する場合は原本と写し（原本と相違ない旨を記載してください）の両方を提出してください。なお、委任状は原則として還付できません。
- 関係を確認できる書類について、疎明資料と本人確認書類の住所等が一致しない場合は、同一性を確認できる資料を追加で求める場合があります。
- 従業員として請求の任に当たる場合は社員証または在職証明書により委任関係を確認します。
- 任意代理人の場合は、(2)の方の委任の意思表示として【委任の申出】欄に押印されているか、委任状の提出が必要です。
- 請求理由の真実性を確認できる書類として、例えば利害関係を証明する契約書や、裁判手続のために請求する場合は申立書の写しや裁判所からの通知書等をご用意ください。
- 法人の場合、代表者事項証明書で疎明資料との一致が確認できない場合は、現在事項証明書や履歴事項証明書などが必要となる場合があります。